

2019年12月24日

## 熊本県吹奏楽連盟の後援申請に関する留意事項

熊本県吹奏楽連盟では、団体等が主催する各種事業等が、本連盟の目的又は理念等と密接に関連し、積極的に後援すべきと認められる場合に、主催者からの申請により後援に関して名義等の使用を許可しています。

名義等による後援を希望される場合は、以下の内容をご確認の上、申請書類をご提出ください。なお、事業等の内容によっては申請を許可することができない場合もありますので、予めご了承ください。また、虚偽の申請等により申請の許可が取り消された場合は、今後5年間は、当該団体による申請は受け付けることができませんので、充分にご注意ください。

### 1 後援の対象となる事業等

後援の対象となる事業等は、原則として、次の(1)～(6)の各号をみたすものとしませんが、必ずしも全てを満たさなくても審議によって認める場合もあります。

- (1) 事業等が、本県吹奏楽の振興に積極的に寄与すると認められること。
- (2) 原則として、熊本県内で行われるもの、あるいは本連盟加盟団体の主催等のものであること。
- (3) 事業の実施にあたって、安全上及び公衆衛生上の適切な措置が講じられていること。
- (4) 営利を主たる目的とせず、かつ特定の団体等の宣伝に利用される恐れがないこと。
- (5) 特定の宗教的色彩の強い行事等を含まないこと。
- (6) その他、後援において名義使用を許可すべきでない判断される事情がないこと。

### 2 申請の受付

後援を希望する場合は、**その事業がおこなわれる日の2カ月前までに**申請書をご提出ください。なお、直前の申請や、書類に不備がある等の場合は審査をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

### 3 申請書の提出先

熊本県吹奏楽連盟事務局

※後日、印鑑のある申請書を郵送いただければ、メール、FAX等による依頼も可です。

※許可書の**郵送による返送希望**の場合は、**切手を貼り宛先を記入した返信用封筒を同封**して申請してください。

※後援申請をした事業について中止等、**申請時の内容の変更が生じた場合は、事務局に必ず連絡**してください。